

第124回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月18日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時予定）

開催
場所

山梨県富士吉田市新西原五丁目6番1号
「ハイランドリゾート ホテル&スパ」
グランドバンケット富士
（富士急行線 富士急ハイランド駅下車）

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2025年6月17日（火曜日）
午後6時まで

わくわくの最高峰へ



Fujikyu
Group

(証券コード 9010)
(電子提供措置の開始日) 2025年5月20日
(発送日) 2025年5月27日

株 主 各 位

山梨県富士吉田市新西原五丁目2番1号
富士急行株式会社
代表取締役社長 堀 内 光一郎

第124回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第124回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

掲載URL	二次元コード
当社ウェブサイト http://www.fujiky.co.jp/soumu/investors/meeting.html	

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

掲載URL	二次元コード
東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、3～5ページに記載の「議決権行使方法についてのご案内」をご確認のうえ、2025年6月17日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月18日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時予定)
2. 場 所 山梨県富士吉田市新西原五丁目6番1号
「ハイランドリゾート ホテル&スパ」 グランドバンケット富士
(富士急行線 富士急ハイランド駅下車)

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第124期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第124期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

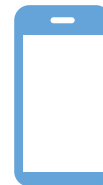
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他の招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットによる方法と議決権行使書の郵送による方法との双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。
- (4) 株主様へ送付している書面(以下「送付書面」という。)は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、送付書面への掲載を省略しております。したがって、送付書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「企業集団の現況に関する事項」の以下の事項
 - ・ 財産及び損益の状況の推移
 - ・ 主要な事業内容及び事業所
 - ・ 従業員の状況
 - ・ 主要な借入先
 - ② 事業報告の「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」の全ての事項
 - ③ 事業報告の「会社役員に関する事項」の以下の事項
 - ・ 責任限定契約の内容の概要
 - ・ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - ・ 社外役員に関する事項
 - ④ 事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」の全ての事項

3. インターネットによる議決権の行使

(1)QRコードを読み取る方法 (スマートフォンによる方法)



行使期限	2025年6月17日（火）午後6時
------	-------------------

QRコードを読み取る方法 (スマートフォンの場合)

スマートフォンをご利用の場合、同封の議決権行使書副票（右側）に記載されたQRコードを読み取ることにより、ログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインできます。

- ① スマートフォンにて同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

[illegible]

議決権行使書副票（右側）



※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

戻る

議決権行使

 ログアウト

1

2

3

4

賛否方法選択

賛否入力

行使内容確認

完了

株主番号 00000000

〇〇〇〇株式会社

第〇〇回定時株主総会

9999年09月09日開催

行使できる議決権の数
99個

議案内容 

Agenda(English) 

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承諾いたします。以下よりお手続きにお進みください。

会社提案議案の
全てに賛成



投票する

会社提案議案に
個別に賛否を投票




投票する

トップページへ



MUFG

三菱UFJ信託銀行

© Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation

(2) ログインID・仮パスワードを入力する方法（パソコン等による方法）



行使期限

2025年6月17日（火）午後6時

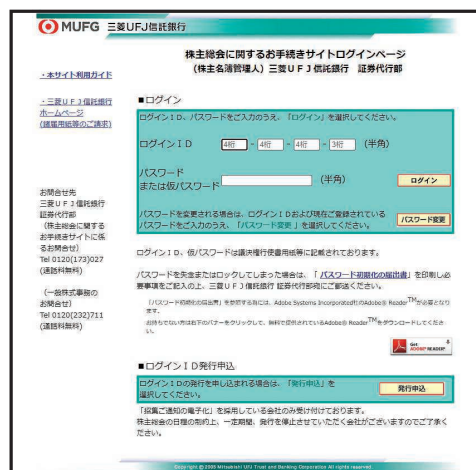
ログインID・仮パスワードを
入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする。



② 同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログインID」「仮パスワード」を入力する。



③ 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご利用上の注意点

- ・毎日午前2時30分～午前4時30分の間は、インターネットによる議決権の行使はできません。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持していくことを基本に、当期の業績及び財務内容等を総合的に勘案し、1株につき29円とさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金 銭

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社株式1株につき金29円 総額1,548,097,024円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月19日

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役13名のご選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者 番 号	氏 名					現在の地位			取締役会 出席回数	
1	再 任	ほり 堀	うち 内	こういちろう 光一郎	男 性	代表取締役社長			9回／9回	
2	再 任	の 野	だ 田	ひろ 博	き 喜	男 性	常 務 取 締 役			9回／9回
3	再 任	やま 山	だ 田	よし 美	ゆき 之	男 性	常 務 取 締 役			9回／9回
4	再 任	さ 佐	とう 藤	よし 美	き 樹	男 性	社 外	独立役員	社 外 取 締 役	8回／9回
5	再 任	なが 長	おか 岡	つとむ 勤	男 性	社 外	独立役員	社 外 取 締 役	9回／9回	
6	再 任	おお 大	はら 原	けい 慶	こ 子	女 性	社 外	独立役員	社 外 取 締 役	9回／9回
7	再 任	し 清	みず 水	ひろし 博	男 性	社 外	独立役員	社 外 取 締 役	7回／9回	
8	再 任	よね 米	やま 山	よし 好	てる 映	男 性	社 外	独立役員	社 外 取 締 役	8回／9回
9	再 任	い 伊	き 岐	のり 典	こ 子	女 性	社 外	独立役員	社 外 取 締 役	9回／9回
10	再 任	あめ 雨	みや 宮	まさ 正	お 雄	男 性	取 締 役			9回／9回
11	再 任	いわ 岩	た 田	だい 大	すけ 昌	男 性	取 締 役			7回／7回
12	再 任	ほり 堀	うち 内	もと 基	てる 光	男 性	取 締 役			7回／7回
13	再 任	あい 相	おい 生	みつ 光	はる 晴	男 性	取 締 役			7回／7回

(注) 岩田大昌、堀内基光、相生光晴の3氏の取締役会出席回数は、2024年6月19日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

再任	再任取締役候補者	新任	新任取締役候補者
社外	社外取締役候補者	独立役員	独立役員候補者



生年月日
1960年9月17日

所有する当社株式数
453,646株

再 任
男 性

取締役会出席回数
9回／9回

候補者番号 1 ほり うち こういちろう
堀 内 光一郎

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 (株)日本長期信用銀行（現(株)SBI新生銀行）入行
1988年3月 当社入社
1988年3月 当社経営企画部長
1988年6月 当社取締役
1989年2月 当社専務取締役
1989年6月 当社代表取締役専務取締役
1989年9月 当社代表取締役社長 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)エフ・ジェイ代表取締役
ハイランドリゾート(株)代表取締役会長
身延登山鉄道(株)代表取締役会長
(株)テレビ山梨代表取締役会長
(公財)堀内浩庵会理事長
富士ミネラルウォーター(株)代表取締役会長
(株)ピカ代表取締役会長
富士急バス(株)代表取締役会長

取締役候補者とした理由

当社社長として長年にわたり経営全般に携わり、豊富な経験を有しているほか、(公社)日本バス協会会長等を歴任し、幅広い人脈や高い識見を有していることから、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断したものであります。



生年月日
1967年3月28日

所有する当社株式数
500株

再 任

男 性

取締役会出席回数
9回／9回

候補者番号 2 の だ ひろ き
野 田 博 喜

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほフィナンシャルグループ）入行
2010年7月 (株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行）
コーポレート審査部シニアクレジットオフィサー
2013年7月 (株)みずほ銀行企業審査第一部審査役
2013年10月 (株)みずほ銀行大企業法人業務部次長
2015年4月 (株)みずほ銀行営業第一部部長
2018年4月 (株)みずほ銀行福岡営業部部長
2020年4月 当社入社
2020年6月 当社取締役
2020年6月 当社執行役員
2020年6月 当社社長室長兼営業部担当
2022年4月 当社事業部長兼営業部担当
2022年6月 当社常務取締役 現在に至る
2022年6月 当社常務執行役員 現在に至る
2022年6月 当社事業部担当兼営業部担当
2024年6月 当社事業部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

当社において、事業部長を現任し、また、当社入社前には長年にわたり金融機関に勤務するなど豊富な経験を有しているほか、当社取締役として取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断したものであります。



候補者
番号

3

や ま だ よ し ゆ き
山 田 美 之

生年月日

1962年10月21日

所有する当社株式数

3,600株

再 任

男 性

取締役会出席回数

9回／9回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4 月 富士急商事(株) (現(株)エフ・ジェイ) 入社
2000年 2 月 当社入社
2011年 8 月 当社企画部部长兼営業推進室部长
2013年11月 当社グループ事業部部长
2014年12月 当社企画部部长
2015年 6 月 当社執行役員
2015年 6 月 当社企画部长
2020年 6 月 当社取締役
2024年 6 月 当社常務取締役 現在に至る
2024年 6 月 当社常務執行役員 現在に至る
2024年 6 月 当社社長室担当兼企画部担当 現在に至る

取締役候補者とした理由

当社において、長年にわたり企画部門に携わり、また、社長室担当、企画部担当を現任するなど豊富な経験を有しているほか、当社取締役として取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としてすることが適当であると判断したものであります。



候補者
番号

4

さ とう よし き
佐 藤 美 樹

生年月日

1949年12月5日

所有する当社株式数

0株

再 任

男 性

社 外

独立役員

取締役会出席回数

8回／9回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年4月 朝日生命保険(株)執行役員
2004年4月 朝日生命保険(株)常務執行役員
2004年7月 朝日生命保険(株)取締役常務執行役員
2008年7月 朝日生命保険(株)代表取締役社長
2015年6月 当社取締役 現在に至る
2017年4月 朝日生命保険(株)代表取締役会長
2019年4月 朝日生命保険(株)取締役会長
2021年7月 朝日生命保険(株)特別顧問 現在に至る

重要な兼職の状況

朝日生命保険(株)特別顧問
日本軽金属ホールディングス(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

朝日生命保険(株)において特別顧問を現任されており、企業経営の豊富な経験を有しておられることから、同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対する的確な助言をいただくことにより、経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を同取引所に独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合には、引き続き当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。



候補者
番号

5

なが おか
長 岡

つとむ
勤

生年月日
1955年11月23日

所有する当社株式数
0株

再 任

男 性

社 外

独 立 役 員

取締役会出席回数
9回／9回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 4 月 (株)東京ドーム執行役員
2009年 4 月 (株)東京ドーム常務執行役員
2012年 4 月 (株)東京ドーム常務取締役執行役員
2014年 4 月 (株)東京ドーム専務取締役執行役員
2016年 4 月 (株)東京ドーム代表取締役社長執行役員
2019年 6 月 当社取締役 現在に至る
2022年 4 月 (株)東京ドーム代表取締役社長COO 現在に至る

重要な兼職の状況
(株)東京ドーム代表取締役社長COO

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

(株)東京ドームにおいて代表取締役社長COOを現任されており、観光事業における豊富な経験を有しておられることから、同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対する確かな助言をいただくことにより、経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を同取引所に独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合には、引き続き当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。



生年月日
1959年10月18日

所有する当社株式数
0株

再任
女性
社外
独立役員

取締役会出席回数
9回／9回

候補者番号 6 おお はら けい こ
大 原 慶 子

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
1988年 4 月 小松綜合法律事務所（後 小松・狛法律事務所）入所
1992年 9 月 Weil, Gotshal & Manges ニューヨーク事務所入所
1993年 8 月 弁護士登録（ニューヨーク州）
1993年10月 小松・狛法律事務所復帰
2000年 2 月 神谷町法律事務所入所 創立パートナー 現在に至る
2017年 3 月 （公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン監事 現在に至る
2019年 6 月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

神谷町法律事務所パートナー
（株）FPG社外取締役
大成建設（株）社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての専門的かつ高度な知識や豊富な国際経験を有しておられることから、同氏が培ってきた知識や経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対する確かな助言をいただくことにより、経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を同取引所に独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合には、引き続き当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。



生年月日
1961年1月30日

所有する当社株式数
0株

再 任

男 性

社 外

独立役員

取締役会出席回数
7回／9回

候補者 7 清 水 博
番 号 し み ず ひろし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年3月 日本生命保険(株)執行役員
2012年3月 日本生命保険(株)常務執行役員
2013年7月 日本生命保険(株)取締役常務執行役員
2014年7月 日本生命保険(株)常務執行役員
2016年3月 日本生命保険(株)専務執行役員
2016年7月 日本生命保険(株)取締役専務執行役員
2018年4月 日本生命保険(株)代表取締役社長
2021年6月 当社取締役 現在に至る
2022年7月 日本生命保険(株)代表取締役社長 社長執行役員
2025年4月 日本生命保険(株)代表取締役会長 現在に至る

重要な兼職の状況

日本生命保険(株)代表取締役会長
東急(株)社外取締役
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本生命保険(株)において代表取締役会長を現任されており、企業経営の豊富な経験を有しておられることから、同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対する的確な助言をいただくことにより、経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を同取引所に独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合には、引き続き当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。



生年月日
1950年6月23日

所有する当社株式数
0株

再任
男性
社外
独立役員

取締役会出席回数
8回／9回

候補者番号 8 よね やま よし てる
米 山 好 映

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年7月 富国生命保険(株)取締役
2005年7月 富国生命保険(株)常務取締役
2009年4月 富国生命保険(株)取締役常務執行役員
2010年7月 富国生命保険(株)代表取締役社長 社長執行役員
2022年6月 当社取締役 現在に至る
2025年4月 富国生命保険(株)取締役会長 現在に至る

重要な兼職の状況

富国生命保険(株)取締役会長
(株)帝国ホテル社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

富国生命保険(株)において取締役会長を現任されており、企業経営の豊富な経験を有しておられることから、同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対する的確な助言をいただくことにより、経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を同取引所に独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合には、引き続き当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。



生年月日
1956年3月21日

所有する当社株式数
0株

再任

女性

社外

独立役員

取締役会出席回数
9回／9回

候補者番号 9 ^い伊 ^き岐 ^{のり}典 ^こ子

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 労働省（現厚生労働省）入省
2009年7月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
2010年7月 (独)労働政策研究・研修機構統括研究員
2011年4月 (独)労働政策研究・研修機構主席統括研究員
2012年9月 厚生労働省東京労働局長
2014年4月 外務省ブルネイ駐劬特命全権大使(2017年7月退官)
2018年3月 (公財)21世紀職業財団理事
2018年6月 (公財)21世紀職業財団会長
2023年6月 当社取締役 現在に至る
2023年6月 (公財)21世紀職業財団特別顧問 現在に至る

重要な兼職の状況

(公財)21世紀職業財団特別顧問
(株)大和証券グループ本社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長や同省東京労働局長、外務省ブルネイ駐劬特命全権大使等を歴任されるなど豊富な経験を有しておられることから、同氏の様々な分野における業務経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点に立って、経営全般に対する的確な助言をいただくことにより、経営体制が更に強化できるものと判断し、社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を同取引所に独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合には、引き続き当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。



生年月日
1963年4月28日

所有する当社株式数
3,200株

再 任

男 性

取締役会出席回数
9回／9回

候補者
番号 10 あ め み や ま さ お
雨 宮 正 雄

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年3月 当社入社
2014年6月 当社人事部長
2016年6月 当社交通事業部部長
2017年2月 当社グループ事業部部長
2017年5月 岳南鉄道(株)代表取締役社長
2017年5月 岳南電車(株)代表取締役社長
2019年6月 当社執行役員 現在に至る
2019年6月 当社事業部部長
2022年6月 当社取締役 現在に至る
2022年6月 当社監査室長兼総務部長兼社長室担当兼人事部担当兼経営管理部担当
2024年6月 当社監査室長兼総務部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

当社において、長年にわたり運輸部門や総務・人事部門に携わり、また、監査室長、総務部長を現任するなど、豊富な経験を有しているほか、当社取締役として取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者とすることが適当であると判断したものであります。



候補者
番号

11 いわ た だい すけ
岩 田 大 昌

生年月日

1967年3月31日

所有する当社株式数

3,600株

再 任

男 性

取締役会出席回数

7回／7回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年3月 当社入社
2014年6月 当社部長待遇
2016年6月 相模湖リゾート(株)代表取締役社長
2017年2月 (株)富士急ハイランド代表取締役社長
2018年6月 当社執行役員 現在に至る
2018年6月 当社事業部部長
2023年6月 当社営業部長 現在に至る
2024年6月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

富士急トラベル(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社において、長年にわたりグループ会社経営に携わり、また、営業部長を現任するなど豊富な経験を有しているほか、当社取締役として取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断したものであります。



候補者
番号

ほ り う ち も と て る
12 堀 内 基 光

生年月日

1992年1月12日

所有する当社株式数

10,900株

再 任

男 性

取締役会出席回数

7回／7回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年4月 (株)みずほ銀行入行
2020年4月 当社入社
2020年4月 当社企画部理事
2021年4月 当社理事社長室長兼企画部部长
2022年6月 当社執行役員 現在に至る
2024年6月 当社取締役 現在に至る
2024年6月 当社社長室長兼企画部部长兼人事部担当兼宣伝部担当
現在に至る

重要な兼職の状況

(株)エフ・ジェイ代表取締役
ハイランドリゾート(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社において、社長室長、企画部長、人事部担当、宣伝部担当を現任し、マーケティングやブランディング業務、グループ会社経営に携わるとともに、当社入社前には、金融機関において海外勤務や観光・レジャー業界のリサーチ業務を経験するなど豊富な経験を有しているほか、当社取締役として取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としてすることが適当であると判断したものであります。



候補者
番号

13 相 生 光 晴

あい おい みつ はる

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 3 月 当社入社
2021年 8 月 当社経営管理部部長
2022年 6 月 当社執行役員 現在に至る
2022年 6 月 当社経営管理部長 現在に至る
2024年 6 月 当社取締役 現在に至る

取締役候補者とした理由

当社において、長年にわたり経理部門に携わり、また、経営管理部長を現任するなど豊富な経験を有しているほか、当社取締役として取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者として適当であると判断したものであります。

生年月日

1970年10月30日

所有する当社株式数

2,816株

再 任

男 性

取締役会出席回数

7回／7回

- (注) 1. 当社は、株式会社エフ・ジェイ、公益財団法人堀内浩庵会との間で不動産賃貸、業務委託の取引を行っております。また、株式会社エフ・ジェイはゴルフ場事業及び不動産事業を営んでおり、当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
2. 身延登山鉄道株式会社は索道事業を営んでおり、当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
3. 当社は、富士ミネラルウォーター株式会社との間で物品購入、不動産賃貸等の取引を行っております。
4. 当社は、日本生命保険相互会社との間で資金借入等の取引を行っております。
5. 佐藤美樹、長岡 勤、大原慶子、清水 博、米山好映、伊岐典子の6氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 佐藤美樹氏は、2020年6月に日本軽金属ホールディングス株式会社の社外監査役に就任し現在に至っておりますが、その在任中の2023年3月29日、同社は、同社グループ18社36事業所において、製造方法、試験・検査方法、試験・検査結果の取扱い、報告・公表に関する不適切行為214件が行われていたことを公表しました。同氏は、当該事案が判明するまで当該事案を認識しておりませんでした。日頃から同社取締役会等においてコンプライアンス重視、グループ・ガバナンス体制強化の視点に立った発言を行っておりました。また、当該事案の判明後は、同社とは独立した客観的立場から、事実関係の調査及び原因究明について意見表明するとともに、経営改革の推進及び内部統制機能の強化を内容とする再発防止策の策定について、必要な提言を行いました。再発防止策の策定後は取締役会等にて再発防止策の進捗について定期的に報告を受け、再発防止策の実行、ガバナンス体制強化等の経営改革に向けた取組みに対して、積極的かつ建設的な提言を行うなど、その職責を果たしております。
- 大原慶子氏は、2020年6月に大成建設株式会社の社外監査役に就任し現在に至っておりますが、その在任中の2023年3月16日、同社は、同社札幌支店で施工中の「〔仮称〕札幌北1西5計画」において、鉄骨建方等の精度不良が発生したことを公表しました。同氏は、当該事案が判明するまで当該事案を認識しておりませんでした。日頃から同社に対してコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの観点から注意喚起を行っておりました。また、当該事案の判明後は、再発防止に向けた提言を行うとともに、内部統制の強化の必要性等について意見を述べるなど、社外監査役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。
6. 社外取締役候補者の在任年数は、2025年6月をもって、佐藤美樹氏は10年、長岡 勤氏と大原慶子氏は6年、清水 博氏は4年、米山好映氏は3年、伊岐典子氏は2年となります。
7. 当社は、佐藤美樹、長岡 勤、大原慶子、清水 博、米山好映、伊岐典子の6氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、6氏の選任が承認可決された場合には、当社は6氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしており、各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2025年6月に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス

本議案が承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

氏 名	企業 経営	財務・ 会計	法務・リ スクマネ ジメント	人事・ 労務	サステナ ビリティ (ESG)	マーケ ーティ ング	運輸 事業	レジャー・ サービス 事業	不動産・ その他の 事業
堀内 光一郎	○	○	○		○		○	○	
野田 博喜	○	○	○		○		○		○
山田 美之	○				○			○	○
佐藤 美樹	社外 独立	○	○		○	○			○
長岡 勤	社外 独立	○	○		○	○		○	○
大原 慶子	社外 独立		○	○	○				
清水 博	社外 独立	○	○		○	○			○
米山 好映	社外 独立	○	○		○	○			○
伊岐 典子	社外 独立		○	○	○				
雨宮 正雄	○	○	○	○	○		○		
岩田 大昌	○				○	○		○	○
堀内 基光	○	○	○	○	○	○		○	
相生 光晴	○	○	○		○				

※各人の有するスキル等のうち主なものに○印をつけています。各人のスキル等の全てを表すものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役櫻井喜久司氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名のご選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



さくら い き く じ
櫻 井 喜久司

生年月日
1956年9月18日

所有する当社株式数
0株

男 性

社 外

独 立 役 員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1995年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
2004年4月	民事調停委員（東京簡易裁判所所属） 現在に至る
2013年11月	文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員 （2023年10月退任）
2014年4月	第一東京弁護士会 副会長
2020年5月	銀座インペリアル法律事務所開設（パートナー） 現在に至る
2021年3月	日本弁護士連合会 代議員（2022年2月末退任）
2023年3月	日本弁護士連合会 代議員（2024年2月末退任）
2025年3月	日本弁護士連合会 代議員 現在に至る

重要な兼職の状況
銀座インペリアル法律事務所パートナー

補欠監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的かつ高度な知識や豊富な経験を有しておられることから、同氏が培ってきた知識や経験を活かし、かつ客観的・中立的な立場での指導・監査を期待できるものと判断し、補欠の社外監査役としてご選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者に関する特記事項

同氏は、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 櫻井喜久司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 櫻井喜久司氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
3. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしており、櫻井喜久司氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、2025年6月に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

事業報告

〔 2024年4月1日から
2025年3月31日まで 〕

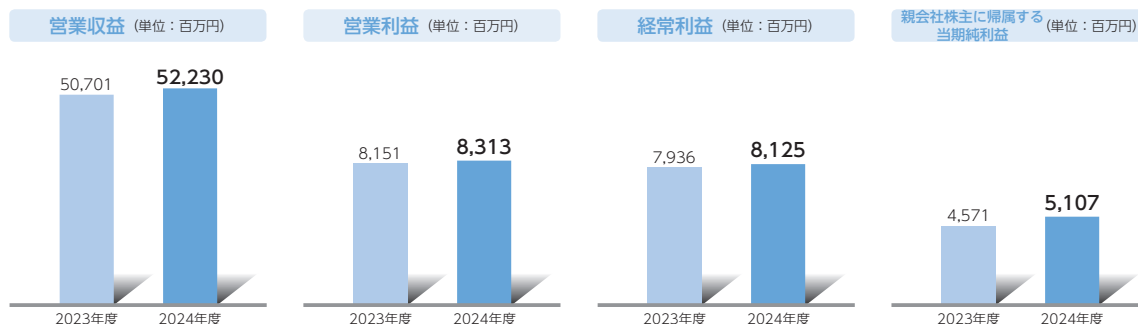
I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緊迫する海外情勢の長期化や自然災害等による原材料・エネルギー価格の高止まり、物価の上昇などの影響を受けたものの、外国人旅行者による国内消費の大幅な増加のほか、雇用・所得環境の安定を背景に個人消費は堅調に推移し、緩やかな回復基調で推移しました。

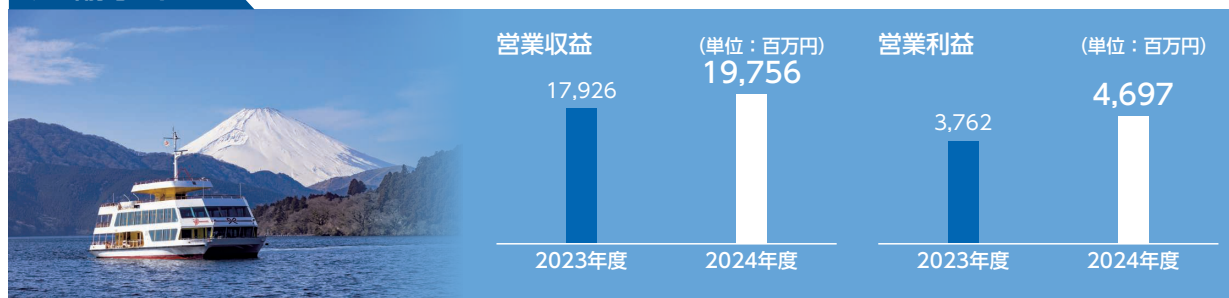
このような状況のなか、当社グループは、運輸、不動産、レジャー・サービス、その他の各事業にわたり積極的な営業活動と経営の効率化に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における営業収益は52,230,503千円（対前期103.0%）、営業利益は8,313,679千円（対前期102.0%）、経常利益は8,125,889千円（対前期102.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は、5,107,705千円（対前期111.7%）となりました。



当社グループの事業の概況は以下のとおりであります。

運輸事業



鉄道事業につきましては、外国人旅行者をはじめとする観光需要の増加を受け、ＪＲ中央線直通特急「富士回遊」の運行本数の増便や人気観光スポットの最寄り駅である下吉田駅と河口湖駅を結ぶ臨時列車を運行するなど、利便性向上と輸送力強化に努めました。また、都留文科大学前駅の開業20周年を記念したセレモニーや引退する車両の記念イベントなど多様なイベントを開催し、話題の醸成を図りました。

バス事業につきましては、高速バス営業において、外国人旅行者の増加に合わせ、都内と富士五湖を結ぶ路線のほか、関西・中京圏へのアクセス向上を目的とした河口湖駅と東海道新幹線三島駅を結ぶ路線の運行台数を増加し、利便性向上に努めました。乗合バス営業では、サステナビリティの取り組みとして、電気バス（ＥＶバス）の導入を更に拡大したほか、前年度に引き続き、運転士不足やオーバーツーリズム対策、脱炭素化などの中長期的な課題解決を目的に富士吉田市と共同で市内の公道を循環するルートと、新たに富士山の麓と五合目を結ぶ「富士スバルライン」の一部を走行する２つのルートで自動運転ＥＶバスの実証実験を行いました。

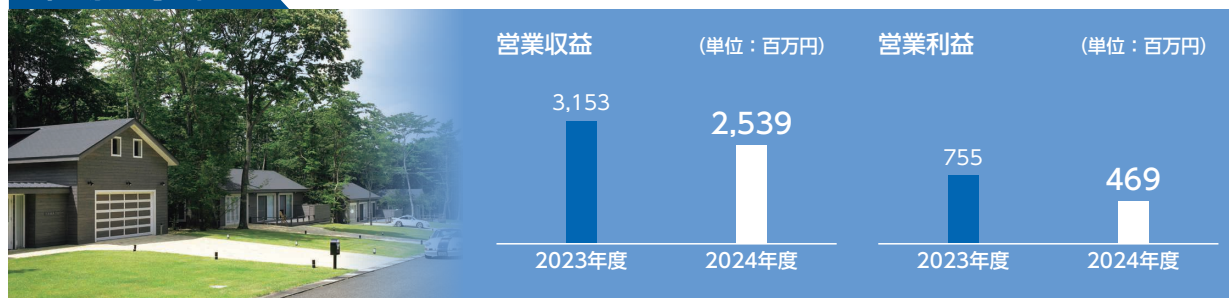
索道事業につきましては、「～河口湖～富士山パノラマロープウェイ」において、オペレーションの効率化とお客様の利便性向上を目的に、駅舎のリニューアルを行い、多くのお客様にご利用いただきました。

船舶事業につきましては、箱根芦ノ湖遊覧船事業において、「湖尻ターミナル」までの運航を再開し、新たな魅力付けと利便性向上を図りました。また、「箱根遊船 SORAKAZE」は、デザインやエンターテインメント性の高さを評価され、「グッドデザイン賞」を受賞するなど好評を博しました。

安全対策につきましては、「運輸安全マネジメント」の安全目標、重点施策に基づき、安全会議や集合研修を通じ、安全意識の更なる向上に努めるとともに、新たな安全対策装置や設備の導入を推進しました。また、鉄道・バス・船舶において、地域の消防署や警察署などと連携し、自然災害や緊急時を想定した合同訓練を行いました。

以上の結果、運輸事業の営業収益は19,756,056千円（対前期110.2％）、営業利益は4,697,563千円（対前期124.8％）となりました。

不動産事業

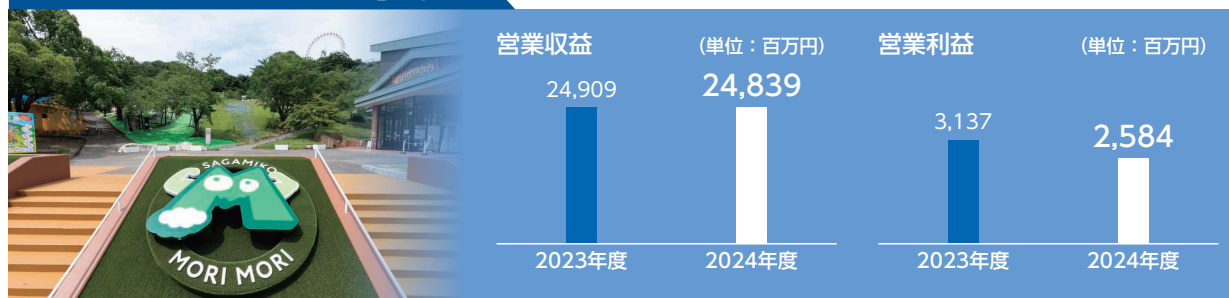


不動産販売事業につきましては、山中湖畔別荘地において、高級街区のプライベート性を重視した新規プロジェクト開発を計画していました。しかしながら、山梨県より、別荘取得希望者への土地の転貸承認申請に対して、従前とは異なる対応をされたことにより、承認が得られない状態が継続しているため、別荘地の販売・仲介などの取引を一時的に停止せざるを得ない状況となり、別荘地の販売区画数は減少しました。

不動産賃貸事業につきましては、既存賃貸施設の改修などを行い、安定的な収益の確保に努めました。

以上の結果、不動産事業の営業収益は2,539,472千円（対前期80.5%）、営業利益は469,958千円（対前期62.2%）となりました。

レジャー・サービス事業

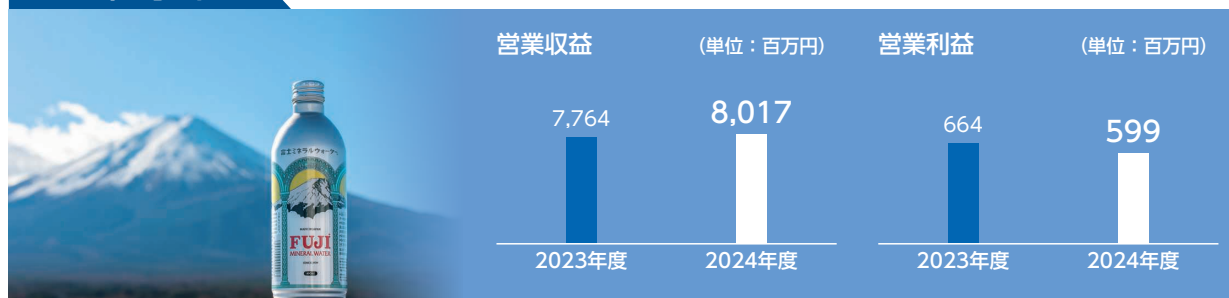


遊園地事業につきましては、「富士急ハイランド」において、お客様や地域の皆様に感謝の気持ちを込めた「ドローン&花火ショー」の開催など「富士急60th記念プロジェクト」を実施するとともに、富士吉田市と共同でふるさと納税寄附者と市民との交流イベントを開催し、好評を博しました。また、「トーマスランド」でアトラクションやレストランを日本初のNewルックデザインに変更したほか、「NARUTO×BORUTO 富士 木ノ葉隠れの里」で開業5周年を記念したトークショーによる集客や、フォトスポットの拡充などエリアの魅力向上に努めました。「さがみ湖MORI MORI」は、相模湖の森の中で、より楽しめるレジャーパークへの進化を目指し、7月に「さがみ湖リゾート プレジャーフォレスト」から名称変更し、リニューアルオープンしました。リニューアルに合わせ、ドッグランフィールドの開設、新たな岩盤浴やリラクゼーションラウンジのある「ゆめうり」をオープンし、魅力向上に努めました。関東最大級のイルミネーションイベント「さがみ湖イルミリオン」では、人気キャラクター「リラックマ」や「すみっコぐらし」などの「サンエックスキャラクターズイルミネーション」を開催し、好評を博しました。スノーパーク「Yeti」では、屋外スキー場として26年連続で日本一早くオープンし、話題喚起に努めたほか、雪遊び広場では、多くの外国人旅行者にご利用いただきました。

ホテル事業につきましては、「ハイランドリゾート ホテル&スパ」において、OTA（オンライントラベルエージェント）を活用し、外国人旅行者の積極的な誘致に努めました。また、多様化するお客様のニーズに応えるため、2階フロアの客室改修を行うとともに、季節に合わせた料飲フェアや体験イベントなどを開催し、多くのお客様にご利用いただきました。「ホテルマウント富士」では、サウナ「富嶽蒸景」を新設するとともにサウナイイベントを開催し、好評を博しました。

以上の結果、レジャー・サービス事業の営業収益は24,839,040千円（対前期99.7%）、営業利益は2,584,989千円（対前期82.4%）となりました。

その他事業



株式会社富士急百貨店では、富士吉田富士急ターミナルビル「Q-STA」において、飲食、物品販売、音楽などの地域と連携したイベントを積極的に開催し、来館者数が大幅に増加しました。富士ミネラルウォーター株式会社では、紙パック製品の受注が拡大したほか、新たにアルミ缶ボトル製品の販売を開始し、更なる環境負荷低減に努めました。また、物品販売業では、「GateWay Fujiyama河口湖駅店」において、店舗のリニューアルを行い、外国人旅行者を中心に多くのお客様にご利用いただきました。

以上の結果、その他事業全体の営業収益は8,017,310千円（対前期103.3%）、営業利益は599,389千円（対前期90.2%）となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、地政学的リスクの高まりによる外国人旅行者の動向、異常気象や継続的な物価上昇による影響など、先行き不透明な状況が続くものと考えられます。このような状況のなか、第六次中期経営計画の最終年度となる2025年度においては、お客様の多様化するニーズや新たな価値観に応えるため、「超日常」体験の提供や更なるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、「顧客生涯価値」の最大化を目指してまいります。

運輸事業につきましては、鉄道事業において、国内外からの観光需要の増加に対応するため、臨時列車の増発などにより、輸送力の更なる強化を図るとともに、システム更新による混雑緩和と業務の効率化に取り組んでまいります。また、地域社会との連携を図り、途中下車や周遊促進により、観光列車としての魅力向上と地域の活性化に努めてまいります。バス事業では、富士五湖エリアにおいて河口湖駅から主要観光スポットへの直通バスの新設や周遊バスの増回など二次交通の更なる充実を図ってまいります。また、自動運転EVバスの公道実証実験を継続し、自動運転レベル4での運行を目指した取り組みを行うとともに、EVバスの増車による環境負荷低減にも、引き続き取り組んでまいります。高速バスでは、自社開発した予約システム「SEKITORI」の対象路線を拡充し、お客様の利便性向上に取り組んでまいります。また、社会的な課題でもある運転士不足につきましては、バス路線の再編成などにより効率的な運行に努めるとともに、待遇改善などによる採用強化に取り組んでまいります。

不動産事業につきましては、山梨県との県有地に関する交渉を進め、一時的に停止している別荘販売業務（土地の転貸承認申請手続き）の正常化に努めてまいります。また、山中湖旭日丘エリアの再開発を進めるとともに、別荘オーナーへの利便性向上に取り組んでまいります。不動産賃貸事業では、遊休地の活用により収益の最大化を図ってまいります。

レジャー・サービス事業につきましては、「富士急ハイランド」において、園内にスケートボードパークを新設し、新たな需要の創出を図るとともに、人気キャラクターなど様々なコンテンツとのコラボレーションを通じ、話題の醸成を図ってまいります。また、外国人旅行者を誘致するため、SNSによるプロモーション活動の強化や付加価値の高い旅行商品の造成、シーズンリティ価格の活用などにより収益力の強化に努めてまいります。「さがみ湖MORI MORI」では、周囲の自然を経営資源としたアドベンチャーリゾート、自然環境にやさしいパークをコンセプトに、既存施設の再整備を進め、魅力向上に努めてまいります。キャンプランド「PICAリゾート」を展開するアウトドア事業につきましては、開業30周年を記念した各種イベントの開催など話題の醸成や、リブランディングによるアウトドアレジャーの更なる

魅力を提供し、他社との差別化を進めてまいります。ホテル事業では、ナイトタイムエコノミーなどの新たな余暇提案や多様なニーズに応えることで、各施設のターゲット層に応じたサービスの最適化を進めてまいります。箱根・熱海エリアでは、各施設において積極的な設備投資を行い、エリアの更なる魅力向上を図るとともに、富士五湖エリアとの相互周遊観光の実現によるシナジー効果の創出に引き続き努めてまいります。

安全対策につきましては、グループ共通の安全方針に基づき、全ての事業において安全に対する共通認識を深めるとともに、デジタル技術の活用により、ハード・ソフトの両面でリスク発生を低減し、安全文化の醸成と啓蒙に積極的に取り組んでまいります。また、富士急ハイランド「ええじゃないか」整備点検作業中の労働災害事故を重く受け止め、全ての従業員の安全と安心についても企業活動の最優先事項と位置づけ、労働安全衛生マネジメントに取り組み、安全安心な職場づくりに努めてまいります。

サステナビリティへの取り組みにつきましては、当社グループにおける重要課題（マテリアリティ）の達成に向けた取り組みを展開し、富士山エリアを「リゾートシティ」とする持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。人材に関する取り組みにつきましては、人事制度の見直しや教育プログラムの拡充のほか、オフィスや社員寮の改修など様々な施策を講じ、すべての従業員がわくわく感と夢をもってチャレンジできる働きやすい環境づくりを推進し、人材育成を強化してまいります。

当社グループは、「富士を世界に拓く」という創業精神のもと、オリジナリティの高い「喜び・感動」を創造することを目指しております。また、創立100周年（2026年9月）を迎えるにあたり、次の100年へのスタートを切るため、刷新したグループロゴとタグライン「わくわくの最高峰へ」を旗印として「夢・喜び・やすらぎ・快適・感動・健やかさ」を新たなステージで提供し、世界の人々の心の豊かさ貢献することを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度中に完成又は取得した主要設備

ア. 運輸事業

バス車両37両購入（うち電気バス12両）

イ. レジャー・サービス事業

富士急ハイランド「トーマスランド」 Newルックデザイン改修

富士急ハイランド「戦慄迷宮」リニューアル

富士急ハイランド「NARUTO×BORUTO 富士 木ノ葉隠れの里」リニューアル

ハイランドリゾートホテル&スパ 2階客室改装

ハイランドリゾートホテル&スパ、ホテルマウント富士 ホテルシステム更新

FUJIYAMA INN CONIFER取得

(2) 当連結会計年度継続中の主な設備の新設・拡充

ア. 運輸事業

富士急行線 6000系車両導入

富士急バス 大月営業所建替

イ. レジャー・サービス事業

富士急ハイランド アトラクション新設

ハイランドリゾートホテル&スパ 3階、4階客室改装

ハイランドリゾートホテル&スパ レストラン「こころぎ」リニューアル

ウ. その他

富士急行本社屋改装

4. 資金調達の状況

有利子負債削減、資金効率、金融収支の改善を目的として、取引金融機関8行と、総額40億円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
富士山麓電気鉄道株式会社	100,000	100.0	鉄 道 事 業
株式会社フジエクスプレス	99,600	100.0	旅客自動車運送事業
富士急バス株式会社	100,000	100.0	旅客自動車運送事業
富士急静岡バス株式会社	80,000	100.0	旅客自動車運送事業
株式会社富士急ハイランド	97,500	100.0	受 託 観 光 事 業
ハイランドリゾート株式会社	20,000	100.0	受 託 観 光 事 業
相模湖リゾート株式会社	10,000	100.0	受 託 観 光 事 業
株 式 会 社 ピ カ	10,000	100.0	受 託 観 光 事 業
株式会社富士急百貨店	99,237	100.0	百 貨 店 業
富士急建設株式会社	60,000	18.3	建 設 業
株式会社レゾナント・システムズ	25,000	54.0	製 造 販 売 業

(3) そ の 他

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社11社を含み35社（前期末比増減なし）であり、持分法適用会社は3社（前期末比増減なし）であります。

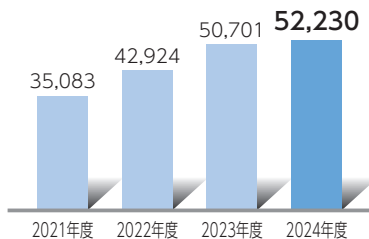
6. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

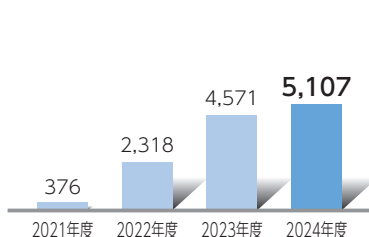
区 分	第121期 (2021年度)	第122期 (2022年度)	第123期 (2023年度)	第124期 (2024年度) (当連結会計年度)
営 業 収 益 (千円)	35,083,688	42,924,509	50,701,528	52,230,503
営 業 利 益 (千円)	761,528	4,243,375	8,151,692	8,313,679
経 常 利 益 (千円)	489,600	4,007,452	7,936,280	8,125,889
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	376,428	2,318,698	4,571,594	5,107,705
1 株当たり当期純利益 (円)	7.09	43.67	86.10	96.19
総 資 産 (千円)	98,336,260	100,746,975	100,537,801	101,101,839

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

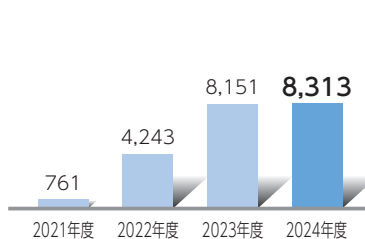
営業収益 (単位：百万円)



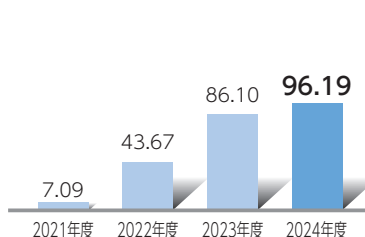
親会社株主に帰属する
当期純利益 (単位：百万円)



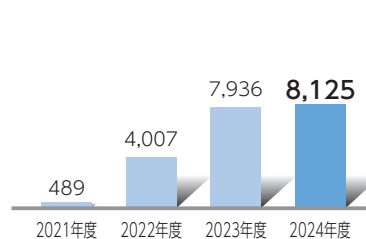
営業利益 (単位：百万円)



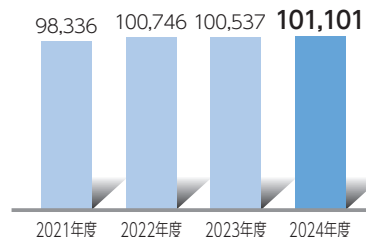
1 株当たり当期純利益 (単位：円)



経常利益 (単位：百万円)



総資産 (単位：百万円)

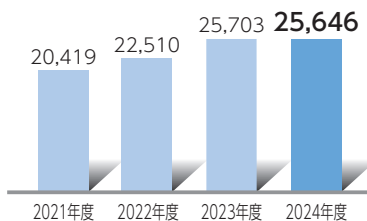


(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

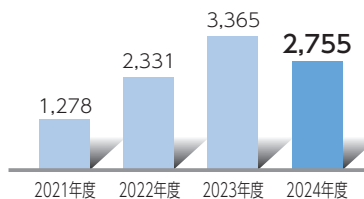
区 分	第121期 (2021年度)	第122期 (2022年度)	第123期 (2023年度)	第124期 (2024年度) (当事業年度)
営 業 収 益 (千円)	20,419,603	22,510,525	25,703,036	25,646,941
営 業 利 益 (千円)	1,278,652	2,331,216	3,365,646	2,755,202
経 常 利 益 (千円)	1,024,195	2,224,797	3,323,291	4,028,596
当 期 純 利 益 (千円)	593,250	1,246,559	1,306,154	2,840,294
1 株当たり当期純利益 (円)	11.12	23.36	24.47	53.22
総 資 産 (千円)	86,065,520	84,061,019	82,599,408	81,469,667

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

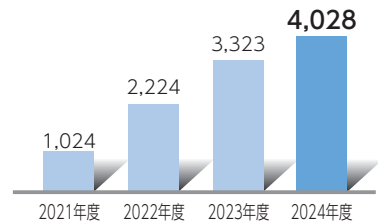
営業収益 (単位：百万円)



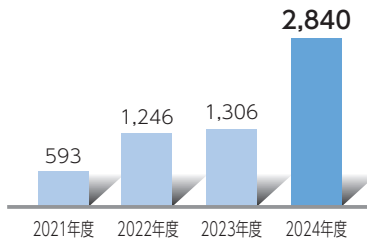
営業利益 (単位：百万円)



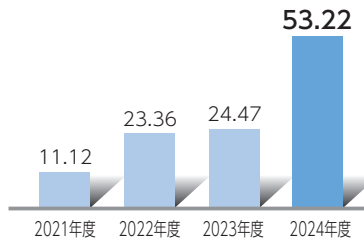
経常利益 (単位：百万円)



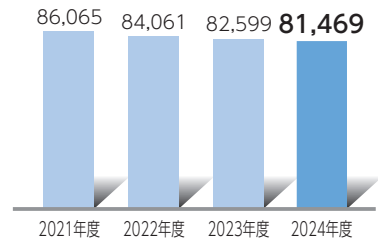
当期純利益 (単位：百万円)



1 株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



7. 主要な事業内容及び事業所

(1) 運 輸 事 業

ア. 鉄 道 事 業

富士急行線（ＪＲ中央線大月駅から河口湖駅間）

子 会 社 富士山麓電気鉄道株式会社（本店：山梨県）

営業キロ 26.6km

駅 数 18

イ. 索 道 事 業

～河口湖～富士山パノラマロープウェイ※（山梨県）

総 延 長 460m

駅 数 2

ウ. バ ス 事 業

乗合バス（東京・山梨・静岡・神奈川・長野・千葉・埼玉・岩手・愛知・京都・大阪の
1都2府8県下での乗合バス・高速バス輸送）

子 会 社 株式会社フジエクスプレス（本店：東京都）、富士急バス株式会社（本
店：山梨県）ほか3社

営業キロ 7,355.453km

車 両 数 459両

貸切バス（東京・山梨・静岡・神奈川・埼玉の1都4県下を事業区域として、全国各地
への貸切バス輸送）

子 会 社 株式会社フジエクスプレス（本店：東京都）、富士急バス株式会社（本
店：山梨県）ほか3社

車 両 数 163両

特定バス（東京都・埼玉県）

子 会 社 株式会社フジエクスプレス（本店：東京都）、富士急バス株式会社（本
店：山梨県）

車 両 数 14両

エ. ハイヤー・タクシー事業（静岡県・山梨県）

子 会 社 富士急静岡タクシー株式会社（本店：静岡県）ほか3社

車 両 数 216両

オ. 船舶事業（静岡県・神奈川県・山梨県）

子 会 社 富士急マリンリゾート株式会社（本店：静岡県）、箱根遊船株式会社
（本店：神奈川県）ほか1社

船 舶 数 8隻

(2) 不動産事業

ア. 不動産販売事業

山中湖畔別荘地（山梨県）、十里木高原別荘地（静岡県）

イ. 不動産賃貸事業

甲府富士急ビル、甲府飯田店舗、富士吉田富士急ターミナルビル「Q-STAY」、富士吉田新西原店舗、ハイランドリゾートスクエア、旭日丘リゾートスクエア、都留市ホテル（山梨県）、Plaza Fontana－Numazu Station－、沼津複合店舗、沼津沼北町土地、富士厚原複合店舗、御殿場店舗（静岡県）、名古屋複合店舗（愛知県）、高田馬場店舗（東京都）

(3) レジャー・サービス事業

ア. 遊園地事業

富士急ハイランド※、リサとガスパールタウン※（山梨県）、さがみ湖 MORI MORI ※（神奈川県）、遊園地「Grinpa」※（静岡県）

イ. ホテル事業

ハイランドリゾート ホテル&スパ※、ふじやま温泉※、ホテルマウント富士※、富士山ステーションホテル※、キャビン&ラウンジ ハイランドステーション イン、FUJIYAMA INN CONIFER※（山梨県）、熱海シーサイド スパ&リゾート、富士宮富士急ホテル（静岡県）

ウ. ゴルフ・スキー事業

富士ゴルフコース※（山梨県）、大富士ゴルフクラブ、スノーパーク「Yeti」※（静岡県）、あだたら高原スキー場※（福島県）

エ. アウトドア事業

PICA富士吉田、PICA富士西湖※、PICA山中湖※、PICA Fujiyama※（山梨県）、PICA秩父（埼玉県）、PICA初島※、THE GLAMPING 箱根十国峠（静岡県）

オ. その他のレジャー・サービス事業

FUJIYAMA MUSEUM、忍野しのびの里※、富士急雲上閣、富岳風穴・鳴沢氷穴、富士本栖湖リゾート※（山梨県）、十国峠パノラマケーブルカー（静岡県）

(4) そ の 他 事 業

ア．物品販売業

株式会社富士急百貨店（本店：山梨県）、Gateway Fujiyama河口湖駅店、Gateway Fujiyama富士山駅店（山梨県）

イ．建設業

富士急建設株式会社（本店：山梨県）

ウ．製造販売業

富士ミネラルウォーター株式会社（本店：東京都）

株式会社レゾナント・システムズ（本店：神奈川県）

エ．企業サポート業

株式会社富士急ビジネスサポート（本店：山梨県）

（注）※の事業所は、子会社に営業を委託しております。

8. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事 業 の 名 称	従 業 員 数	前期末比増減
運 輸 事 業	977 ^名	156 ^名
不 動 産 事 業	26	△2
レジャー・サービス事業	683	20
そ の 他 事 業	151	13
全 社（共通）	82	5
合 計	1,919	192

（注）上記従業員数は、臨時従業員（1,121名）、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員であります。

(2) 当社の従業員の状態

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 116	名 1	歳 38.4	年 13.4

(注) 上記従業員数は、臨時従業員（30名）、他社への出向者（157名）を除いた就業人員であります。

9. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	千円 8,944,205
日本生命保険相互会社	7,995,000
シンジケートローン	4,500,000
朝日生命保険相互会社	4,356,200
株式会社三菱UFJ銀行	3,524,120

(注) シンジケートローンの貸付人は、株式会社山梨中央銀行ほか13金融機関であります。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 165,847,500株
2. 発行済株式の総数 54,884,738株
3. 株 主 数 21,765名（前期末比 8,670名増）
4. 上位10名の株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
公 益 財 団 法 人 堀 内 浩 庵 会	6,456	12.09
株 式 会 社 エ フ ・ ジ ェ イ	6,354	11.90
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,276	9.88
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	4,862	9.11
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	3,060	5.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,955	5.54
株 式 会 社 東 京 ド ー ム	1,526	2.86
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 スルガ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,277	2.39
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	1,236	2.32
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	1,036	1.94

- (注) 1. 当社は自己株式を1,502,082株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
2. 当社は取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式9千株を保有しております。なお、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
3. 出資比率は自己株式を控除して算出しております。
4. 富国生命保険相互会社は、上記以外に当社の株式450千株を退職給付信託として信託設定しており、その議決権行使の指図権は富国生命保険相互会社が留保しております。なお、株主名簿上の名義は、株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・富国生命保険相互会社退職給付信託口）であります。
5. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 スルガ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の持株数1,277千株は、スルガ銀行株式会社が、みずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は、スルガ銀行株式会社が留保しております。

5. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式の内容は、次のとおりです。

	株式の種類及び数	交付対象者人数
取締役	当社普通株式 1,000株	2名

6. その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有状況

ア. 取得株式

普通株式 207株

取得価額の総額 655千円

イ. 処分株式

普通株式 0株

処分価額の総額 一千円

ウ. 決算期における保有株式

普通株式 1,502,082株

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
堀 内 光一郎	代表取締役社長	株式会社エフ・ジェイ代表取締役 ハイランドリゾート株式会社代表取締役会長 身延登山鉄道株式会社代表取締役会長 株式会社テレビ山梨代表取締役会長 公益財団法人堀内浩庵会理事長 富士ミネラルウォーター株式会社代表取締役会長 株式会社ピカ代表取締役会長 富士急バス株式会社代表取締役会長
野 田 博 喜	常務取締役 常務執行役員 事業部長	
山 田 美 之	常務取締役 常務執行役員 社長室担当 兼企画部担当	
佐 藤 美 樹	社外取締役	朝日生命保険相互会社特別顧問 日本軽金属ホールディングス株式会社社外監査役
長 岡 勤	社外取締役	株式会社東京ドーム代表取締役社長COO
大 原 慶 子	社外取締役	神谷町法律事務所パートナー 株式会社FPG社外取締役 大成建設株式会社社外監査役
清 水 博	社外取締役	日本生命保険相互会社代表取締役社長 社長執行役員 東急株式会社社外取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役
米 山 好 映	社外取締役	富国生命保険相互会社代表取締役社長 社長執行役員 株式会社帝国ホテル社外取締役
伊 岐 典 子	社外取締役	公益財団法人21世紀職業財団特別顧問 株式会社大和証券グループ本社社外取締役
雨 宮 正 雄	取 締 役 執行役員 監査室長 兼総務部長 兼コンプライアンス担当	

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
岩 田 大 昌	取 締 役 執行役員 営業部長	富士急トラベル株式会社代表取締役社長
堀 内 基 光	取 締 役 執行役員 社長室長 兼企画部長 兼人事部担当 兼宣伝部担当	株式会社エフ・ジェイ代表取締役 ハイランドリゾート株式会社代表取締役社長
相 生 光 晴	取 締 役 執行役員 経営管理部長	
廣 瀬 昌 訓	常勤監査役	
相 川 三七男	常勤監査役	
数 原 英一郎	社外監査役	三菱鉛筆株式会社代表取締役会長 カシオ計算機株式会社社外取締役
関 光 良	社外監査役	株式会社山梨中央銀行代表取締役会長

- (注) 1. 2024年6月19日、取締役鈴木 薫、天野克宏の2氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 2024年6月19日、岩田大昌、堀内基光、相生光晴の3氏は、取締役に就任いたしました。
3. 取締役のうち、佐藤美樹、長岡 勤、大原慶子、清水 博、米山好映、伊岐典子の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役のうち、数原英一郎、関 光良の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、取締役佐藤美樹、長岡 勤、大原慶子、清水 博、米山好映、伊岐典子の6氏、及び監査役数原英一郎、関 光良の2氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、朝日生命保険相互会社、日本生命保険相互会社、富国生命保険相互会社、株式会社山梨中央銀行との間で資金借入等の取引を行っております。
7. 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役兼任者以外の執行役員は次のとおりであります。
- | | |
|------|-----------------------------|
| 上原 厚 | 事業部部长 (富士山麓電気鉄道株式会社代表取締役社長) |
| 天野克宏 | 事業部部长 (株式会社ピカ代表取締役社長) |
| 道本晃一 | 安全統括室長 |
| 齊藤隆憲 | 社長室部長 (IR担当) |
| 信國謙司 | 企画部部长 (最高情報責任者) |
| 松村武明 | 事業部部长 (株式会社富士急ハイランド代表取締役社長) |
| 渡辺広幸 | 事業部部长 |

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			支給人数
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
	千円	千円	千円	千円	人
取締役 (うち社外取締役)	154,050 (51,000)	113,100 (51,000)	34,000 (－)	6,950 (－)	15 (6)
監査役 (うち社外監査役)	47,000 (17,000)	47,000 (17,000)	－	－	4 (2)

- (注) 1. 取締役の固定報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 固定報酬は、基本報酬及び当事業年度中に費用計上した社外取締役と監査役の役員賞与引当金の額です。
3. 業績連動報酬等は、当事業年度中に費用計上した役員賞与引当金の額です。
4. 非金銭報酬等は、当事業年度中に費用計上した役員株式給付引当金の額です。

(2) 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は次のとおりです。

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、役位、経歴、実績等を総合的に勘案し、取締役会の諮問機関として、取締役社長、社外取締役、社外監査役及び弁護士などの第三者を委員とするガバナンス委員会への諮問・答申を経て、その審議結果に基づき取締役会で決定します。また、各監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定されます。なお、取締役の報酬は、取締役の職務遂行の対価として毎月支給する金銭報酬である「基本報酬」と、短期インセンティブとして当事業年度の連結業績等を勘案して決定し、毎年一定の時期に金銭報酬として支給する「賞与」、また、中長期インセンティブとして株主価値との連動を促す「株式報酬（株式給付信託（BBT）」（社外取締役は除く。）から構成されます。

報酬等の種類ごとの具体的な比率については、予め決まるものではなく、業績結果で変動するものとしているため、定めておりません。また、決定方針は、ガバナンス委員会への諮問・答申を経て、取締役会で定めることとしております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、ガバナンス委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 業績連動報酬等に関する事項

短期インセンティブとして取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する「賞与」の評価指標は、業績を評価する代表的な指標である連結・個別業績指標（営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益（当期純利益））とし、「賞与」の額の算定方法は、連結・個別業績指標の一定割合を目途とし、かつ、各取締役の貢献度を加味して算出しております。当事業年度を含む連結・個別業績指標の推移は、「I. 企業集団の現況に関する事項」の「6. 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。なお、社外取締役及び監査役の「賞与」は、独立した立場から経営の監督、監査を行う役割を担うことから業績と連動しません。

(4) 非金銭報酬等に関する事項

中長期インセンティブとして取締役（社外取締役を除く。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした「株式報酬（株式給付信託（BBT）」は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を本信託を通じて給付します。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2006年6月27日開催の第105回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額270百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第117回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する「株式給付信託（BBT）」の報酬限度額は、2019年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度及びその後を開始する5事業年度ごとに、60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2019年6月20日開催の第118回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

5. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
佐 藤 美 樹	取締役	当事業年度中に開催の取締役会9回中8回に出席し、企業経営の豊富な経験と同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
長 岡 勤	取締役	当事業年度中に開催の取締役会9回中9回に出席し、企業経営の豊富な経験と同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
大 原 慶 子	取締役	当事業年度中に開催の取締役会9回中9回に出席し、弁護士としての専門的かつ高度な知識や豊富な国際経験など同氏が培ってきた知識や経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
清 水 博	取締役	当事業年度中に開催の取締役会9回中7回に出席し、企業経営の豊富な経験と同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
米 山 好 映	取締役	当事業年度中に開催の取締役会 9 回中 8 回に出席し、企業経営の豊富な経験と同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
伊 岐 典 子	取締役	当事業年度中に開催の取締役会 9 回中 9 回に出席し、行政や財団法人において同氏が培ってきた知識や経験を活かし、当社の業務執行を行う経営陣とは異なる独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
数 原 英 一 郎	監査役	当事業年度中に開催の取締役会 9 回中 8 回、監査役会 10 回中 9 回に出席し、企業経営の豊富な経験と同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。
関 光 良	監査役	当事業年度中に開催の取締役会 9 回中 9 回、監査役会 10 回中 10 回に出席し、企業経営の豊富な経験と同氏が培ってきた専門的な経営経験を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬 42,000千円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 42,940千円

(注) 1. (1) の報酬額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬の額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬の額が区分されていないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、第124期事業年度の監査計画、監査内容、監査に要する総時間数等が、当社の事業規模の観点から、適切な監査を実施する上で、相当か否か、及び、前期の監査実績の分析・評価並びに監査法人の一般的水準に比して高額ではないか、という観点から検討し、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、当該金額を支払うことについて同意しております。

4. 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制

1. 業務における基本方針

富士急グループは十二分に安全を心がけ、「夢・喜び・やすらぎ・快適・感動・健やかさ」を提供するアメニティビジネスのリーディングカンパニーを目指します。

また、具体的な行動をおこす指針として以下の「経営ビジョン」の基に、行動してまいります。

- ・世界中のお客様の立場に立って、120%の安全と最高のホスピタリティの提供を目指します。
- ・株主価値の向上に努めます。
- ・自然環境、地域社会を大切にし、皆様から信頼される会社になります。
- ・社員が夢と誇りを持てる会社となります。

2. 富士急グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社取締役会の諮問機関として取締役社長、社外取締役、社外監査役及び弁護士などの第三者を委員とするガバナンス委員会を設置し、取締役、監査役、執行役員の選解任及び取締役の個人別の報酬、ガバナンスに関する事項について審議することにより、統治機能の強化と充実を図るとともに意思決定プロセスの透明性、客観性を高める。
- (2) 富士急グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、富士急グループ「企業行動規範」、「職員倫理規程」、「人権方針」を富士急グループの全役職員に周知徹底させるとともに、「コンプライアンス管理規程」に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、定期的なコンプライアンス遵守方策の策定・見直しを行う体制としている。
- (3) コンプライアンスに係る研修、マニュアルの作成・配付等を行うことなどにより、富士急グループの役職員の知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成していくよう取り組む。
- (4) 当社取締役社長に直属する内部監査部署として監査室を設置し、監査部門担当 取締役がその業務を管掌する。監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の改善を行う。
- (5) 万一、法令及び定款に抵触するおそれのある事態が発生した場合には、その内容や対処案が速やかに取締役社長に報告され、コンプライアンス委員会又は常勤役員会において審議される体制とする。

- (6) 富士急グループの役職員が、社内においてコンプライアンスに抵触する行為を行うか、若しくは行われようとしていることに気がついた場合は、「内部通報規程」の「ヘルプQライン」制度に基づき、監査室（ヘルプQライン相談窓口）及び常勤監査役、並びに会社が指定した顧問弁護士に直接通報、相談できる体制とし、当該通報等を理由に通報者に対して不利益な扱いを行わない。

3. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の意思決定又は取締役に対する報告及び重要な書類・保存・廃棄に関しては、「文書取扱規程」及び「文書管理規程」に基づき行う。
- (2) 情報の管理については、「内部情報管理規程」のほか、「情報セキュリティ基本方針」・「情報セキュリティ管理基準」に基づき厳正な管理を行う。

4. 富士急グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、利益阻害要因となるリスクの抽出、分析、評価等を行う。
- (2) リスクマネジメント委員会は、富士急グループが保有するリスクを定期的に報告させ掌握するとともに、必要に応じ具体策を検討・実行するためのワーキンググループを編成させることなどを行い、更に監査室と連携したリスク管理を行う。
- (3) 当社の各室部及び富士急グループ各社は、それぞれリスク管理を行い、その管理状況を定期的に監査室に報告するとともに、監査室は監査を実行し、法令及び定款に違反並びにその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為を発見した場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役社長、各室部長及び当該グループ会社の取締役社長へ通報する。
- (4) 地震など自然災害が発生した場合は、事業資産の損害を最小限にとどめ、かつ事業継続と早期復旧の実現を目的として策定した事業継続計画（BCP）に基づき、迅速に対応する。また、感染症の流行に対しては、富士急グループの役職員への感染予防や感染時の対応など必要な措置を講じ、鉄道事業やバス事業の継続運行のための体制を講じる。
- (5) 「災害対策本部規程」及び「事件、事故等に係わる内部情報の管理に関する規程」に基づき、災害対策本部のほか、必要に応じた危機管理体制を構築する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、部門ごとに業績目標と責任を明確化し、かつその評価方法を明らかにする。
- (2) 執行役員制度により、意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るとともに、経営の監督と業務執行の役割を明確にする。
- (3) 定例の取締役会において重要事項の決定をするとともに、常勤取締役・常勤監査役が出席し、経営の基本計画・方針を確立するため必要と認められる事項を審議、決定する常勤役員会及び常勤取締役・常勤監査役・執行役員等が出席し、業務執行状況の報告と各室部関連事項の協議を行う執行役員会を定期的に開催し、業務執行を機動的に行う。なお、各会議体への付議事項は、基準を明確化し、効率的な職務執行が行われる体制とする。
- (4) 日常の職務遂行に関しては、「業務分掌規程」、「専決権限規程」に基づき各室部長が意思決定ルールに則り職務を遂行する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法に基づく内部統制制度に対応するため、コンプライアンス委員会を中心に、財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。
- (2) 監査室は、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制システムの整備及び運用状況を評価し、是正すべき事項を発見した場合は、速やかに改善を図る。
- (3) 内部統制の状況について、取締役会へ報告し、承認を得る。

7. 富士急グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 富士急グループ「企業行動規範」及び「職員倫理規程」、並びに「コンプライアンス管理規程」に基づき、コンプライアンス体制強化に努める。
- (2) グループ会社管理の担当部を当社内に置くとともに、「関係会社管理規程」に基づき、各グループ会社の状況に応じて必要な管理を行うほか、指導・育成する。
- (3) 監査室は富士急グループの各社に対して監査を実施し、リスクの評価及び適切な管理状況の報告を行う。
- (4) 富士急グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告のほか、重要案件については合議制のもとに事前協議を行う。

- (5) グループ会社経営者から、当社の取締役社長・関係取締役・常勤監査役に対して半期に1回の決算報告、年1回の予算報告を実施し、全体方針の統制を図る。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助するため、専任の事務スタッフを監査室内に必要な員数配置する。

9. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 前項の当該スタッフは監査役の指示に基づき、その職務を行う。
- (2) 前項の使用人の人事異動、人事評価、懲戒等の人事考課については、人事担当取締役と常勤監査役と事前協議のうえ実施する。
- (3) 富士急グループの役職員は、監査役又は前項の使用人が職務に関する報告を求めたときは、速やかに報告を行うものとする。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 富士急グループの役職員は、富士急グループに重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるときや、富士急グループの役職員による違法又は不正な行為を発見したときは、監査役に報告する。
- (2) 監査役は必要と認めた事項について、富士急グループの役職員に対して報告を求めることができる。
- (3) 富士急グループの役職員が監査役へ報告を行った場合、当該報告をしたことを理由に報告者に対して不利益な扱いを行わない。
- (4) 取締役社長と監査役による定期会合を年1回開催し、意見交換と意思の疎通を図る体制を構築する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常勤役員会・執行役員会・重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員にその説明を求めることができる。
- (2) 監査役は、当社の会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

- (3) 当社は、監査役の職務の執行について必要な費用を負担し、監査役から前払いの請求があった場合はこれに応じる。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

富士急グループは、反社会的勢力や関連団体と断固として対決し、いかなる取引も行わない。

また、その旨を富士急グループ「企業行動規範」、「職員倫理規程」に定め、富士急グループの役職員に周知徹底するとともに、平素より警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、排除運動や各種研修受講、教育などを実施し、啓蒙活動を行っている。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

富士急グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況は、監査室による定期的な業務監査・内部統制評価を実施し、必要に応じて改善するとともに、取締役会、監査役会に実施結果、改善状況を報告しております。

2. 法令及び定款に適合することを確保するための取組み状況

当社は、ガバナンス委員会を設置し、統治機能の強化と充実を図っております。また、取締役会の実効性確保に向け、弁護士による取締役会評価及びコンプライアンス研修を実施するとともに、富士急グループ役職員に対して研修の実施や、経営責任者会議、現場長会議において法令及び定款遵守の意識醸成を図っております。

また、「内部通報規程」に「ヘルプQライン」を設け、グループの相談・通報体制を整備し、コンプライアンスの実効性向上に努め、運用状況については取締役会、監査役会に報告しております。

3. 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は、「リスク管理規程」を整備し、定期的に富士急グループ全般に係わるリスク評価を行うとともに、「事件、事故等に係わる内部情報の管理に関する規程」により、富士急グループ各施設で事故等が発生した場合、速やかに取締役社長、関係室部、常勤監査役にその概要を報告し、対処しております。また、安全統括室を中心に、従来の運輸事業各社に加え、主要な観光施設においても「安全マネジメント」に取り組む体制を構築しております。

地震など自然災害に対するリスクに対しては、事業継続計画（BCP）に基づく危機管理体制を構築しております。

4. 業務執行の効率性確保に関する取組みの状況

当社は、グループ中期経営計画を策定し、中長期的な会社の経営戦略を明確化しております。また、「取締役会・常勤役員会付議基準」を定め、取締役会と常勤役員の経営の監督と業務執行の役割を明確にし、業務執行を行っております。

5. 業務執行の適正を確保するための取組みの状況

当社は、富士急グループ全般の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社管理担当部が管理を行っております。また、全社方針の統制を図ることを目的に、グループ会社経営者からの決算報告を半期に1回及び予算報告を年1回実施しております。

6. 監査役監査の実効性確保に関する取組みの状況

取締役社長と監査役との意見交換、意思疎通を図ることを目的に、年1回定期会合を行っております。また、常勤監査役は、常勤役員会、執行役員会等の重要な会議へ出席するとともに、監査室から監査結果の定期的な報告を受けるなど、監査が実効的に行われる体制を構築しております。

以 上

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	33,083,628	流 動 負 債	22,733,129
現 金 及 び 預 金	16,780,638	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,492,214
受取手形、売掛金及び契約資産	4,418,512	短 期 借 入 金	12,702,158
分 譲 土 地 建 物	8,529,216	リ ー ス 債 務	284,056
商 品 及 び 製 品	712,847	未 払 消 費 税 等	709,939
仕 掛 品	68,875	未 払 法 人 税 等	1,280,869
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	855,097	賞 与 引 当 金	541,610
未 成 工 事 支 出 金	89,637	役 員 賞 与 引 当 金	48,000
そ の 他	1,646,277	そ の 他	4,674,280
貸 倒 引 当 金	△ 17,474	固 定 負 債	41,582,086
固 定 資 産	68,000,118	社 債	5,000,000
有 形 固 定 資 産	53,926,879	長 期 借 入 金	30,438,489
建 物 及 び 構 築 物	25,525,239	リ ー ス 債 務	435,280
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,093,703	繰 延 税 金 負 債	226,644
土 地	15,919,299	退 職 給 付 に 係 る 負 債	697,922
リ ー ス 資 産	530,240	役 員 株 式 給 付 引 当 金	27,630
建 設 仮 勘 定	1,669,053	そ の 他	4,756,119
そ の 他	2,189,342	負 債 合 計	64,315,216
無 形 固 定 資 産	2,860,569	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	11,212,669	株 主 資 本	32,598,238
投 資 有 価 証 券	8,720,974	資 本	9,126,343
繰 延 税 金 資 産	817,705	資 本 剰 余 金	3,698,494
退 職 給 付 に 係 る 資 産	684,434	利 益 剰 余 金	21,318,471
そ の 他	1,014,213	自 己 株 式	△ 1,545,070
貸 倒 引 当 金	△ 24,660	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,089,943
繰 延 資 産	18,092	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,659,798
社 債 発 行 費	18,092	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	430,145
資 産 合 計	101,101,839	非 支 配 株 主 持 分	1,098,441
		純 資 産 合 計	36,786,623
		負 債 純 資 産 合 計	101,101,839

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
営業	営業収益		52,230,503
	営業費用		
	運輸事業等営業費及び売上原価	42,496,947	
	販売費及び一般管理費	1,419,876	43,916,823
営業	営業利益		8,313,679
	営業外収益		
	受取利息及び配当金	151,686	
	持分法による投資利益	37,524	
	雑収入	129,950	319,161
営業	営業外費用		
	支払利息	458,161	
	雑支出	48,790	506,952
特別	経常利益		8,125,889
	特別利益		
	固定資産売却益	33,019	
	投資有価証券売却益	41,864	
	補助金	705,312	
	受取補償金	13,521	
	保険差益	18,981	
	土地交換差益	1,409	814,108
特別	損失		
	固定資産圧縮損	588,851	
	固定資産除却損	246,885	
	減損	430,527	
	その他	74,655	1,340,920
税金等調整前当期純利益			7,599,078
法人税、住民税及び事業税		2,172,839	
法人税等調整額		212,677	2,385,516
当期純利益			5,213,561
非支配株主に帰属する当期純利益			105,856
親会社株主に帰属する当期純利益			5,107,705

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,126,343	3,696,882	17,589,964	△ 1,548,759	28,864,431
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,379,198		△ 1,379,198
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			5,107,705		5,107,705
自 己 株 式 の 取 得				△ 1,396	△ 1,396
自 己 株 式 の 処 分				5,085	5,085
連 結 子 会 社 株 式 の 取得による持分の増減		1,611			1,611
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	1,611	3,728,506	3,688	3,733,806
当 期 末 残 高	9,126,343	3,698,494	21,318,471	△ 1,545,070	32,598,238

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,308,140	164,013	2,472,154	1,015,031	32,351,617
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 1,379,198
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					5,107,705
自 己 株 式 の 取 得					△ 1,396
自 己 株 式 の 処 分					5,085
連 結 子 会 社 株 式 の 取得による持分の増減					1,611
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	351,657	266,131	617,789	83,410	701,199
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	351,657	266,131	617,789	83,410	4,435,006
当 期 末 残 高	2,659,798	430,145	3,089,943	1,098,441	36,786,623

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 35社

(2) 主要な連結子会社の名称

富士山麓電気鉄道(株)、(株)フジエクスプレス、富士急バス(株)、富士急静岡バス(株)、(株)富士急ハイランド、
ハイランドリゾート(株)、相模湖リゾート(株)、(株)ピカ、(株)富士急百貨店、富士急建設(株)、(株)レゾナント・
システムズ

(3) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 3社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっ
ております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

② 棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっており
ます。

イ) 分譲土地建物及び未成工事支出金……個別法

ロ) 商品及び原材料……………主に先入先出法

ハ) 製品及び仕掛品……………主に総平均法

二) 貯蔵品……………主に移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

イ) 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

□) 2007年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の
取り決めがある場合は、残価保証額）とする定額法によ
っております。

(3) 工事負担金等の処理方法

鉄道業（富士山麓電気鉄道(株)及び岳南電車(株)）における工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金
等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取
得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定
の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌連結会計年度の支給見込額に基づき当連結会計
年度における負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上し
ております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式
給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法につ
いては、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 重要なヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

当社グループが行っている金利スワップ取引は、金利スワップの特例処理の要件を充たしているため当該特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクをヘッジすることを目的として金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

当社グループの金利スワップ取引は、金利スワップの特例処理の要件を充たしており、その判定をもって有効性評価に代えております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に運輸、不動産、レジャー・サービスなどに関係する事業を行っており、収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

① 運輸業

運輸業は、主に鉄道、バス、索道、ハイヤー・タクシー、船舶による旅客輸送サービスを行っており、運送約款等により顧客に対して輸送サービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は旅客の輸送役務の完了をもって充足されます。取引の対価は、通常履行義務の充足前に受領し、バス事業のうち貸切バス、契約輸送及びハイヤー・タクシー事業は履行義務充足時に受領または充足後短期のうちに支払いを受けております。

② 不動産業

不動産業は、主に不動産販売事業、賃貸事業、別荘地管理事業を行っております。

不動産販売事業については、顧客との不動産売買契約等に基づき当該物件の引渡しの義務を負っており、当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されます。取引の対価は、契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引渡時に残代金を受領しております。

賃貸事業については、賃貸借契約により顧客が賃貸施設を利用可能にする義務を負っており、当該履行義務はサービスが提供される一定期間にわたり充足されるものであります。取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

別荘地管理事業については、別荘保有者との別荘管理契約に基づき、設備管理等のサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は管理サービスの完了をもって充足されます。取引の対価は、履行義務の充足前に受領または充足後短期のうちに支払いを受けております。

③ レジャー・サービス業

レジャー・サービス業は、主に遊園地、ホテル、ゴルフ、スキー、アウトドア事業を行っており、顧客に対して施設でのサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務はサービス提供の完了をもって充足されます。取引の対価は、主に履行義務の充足前に受領または充足後短期のうちに支払いを受けております。

④ その他の事業

その他の事業は、主に物品販売業、建設業、製造販売業、情報処理サービス業を行っております。

物品販売業については、顧客に対して物品の引き渡しを行う義務を負っており、当該履行義務は物品の引き渡しをもって充足されます。取引の対価は、履行義務充足時に受領または充足後短期のうちに支払いを受けております。

建設業については、顧客との工事請負契約に基づき工事を行う義務を負っております。当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、期間が1年を超える工事については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。取引の対価は、工事請負契約により決定され、履行義務充足後短期のうちに支払いを受けております。

製造販売業及び情報処理サービス業については、主に交通機器、ミネラルウォーターの製造、販売やパッケージソフトウェアの開発、販売を行っており、顧客との販売契約により、受注した製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品の引き渡しをもって充足されます。取引の対価は、主に履行義務充足後短期のうちに支払いを受けております。

なお、上記各事業における収益に変動対価等を含む売上収益の額に重要性はなく、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

顧客への販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引は、主にレジャー・サービス業及びその他の事業における物品販売業の消化仕入取引であり、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用指針)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産 56,787,448千円、減損損失 430,527千円

(2) その他の情報

① 算出方法

当社グループは、事業用資産については内部管理上採用している区分を基礎として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。また、事業用資産において施設間のキャッシュ・イン・フローの相互補完関係が定量的な観点から認められる場合には、当該複数の施設を同一の資産グループとしてグルーピングしております。

減損の兆候判定にあたっては、資産グループの営業損益の状況や、使用範囲又は回収可能価額を著しく低下させる変化の有無、市場価格の著しい下落の有無などの確認を行っております。

減損損失の認識の判定における回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。使用価値に用いる将来キャッシュ・フローは、資産グループの営業キャッシュ・フロー及び投資キャッシュ・フローの過去の推移を参考としつつ、将来の収支見通しに基づき見積っております。

減損損失の測定に用いる割引率は、当社の借入資本コストと自己資本コストを加重平均した資本コストによっております。

② 算定に用いた仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、過去の実績と市場傾向を勘案して見積った将来の収支見通しです。

③ 翌連結会計年度以降の影響

当該見積りに係る仮定には不確実性を含むとともに、将来の経済環境の変化などによっても影響を受けるため、将来キャッシュ・フローの金額が当該見積りから乖離した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	817,705千円
繰延税金負債	226,644千円

(2) その他の情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、当社及び連結子会社のそれぞれにおいて将来の税負担を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックスプランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性により行います。収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得に基づいております。課税所得の発生時期及び金額は、過去の推移を参考としつつ、将来の収支見通しに基づき見積っております。

② 算定に用いた仮定

将来課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、過去の実績と市場傾向を勘案して見積った将来の収支見通しです。

③ 翌連結会計年度以降の影響

当該見積りに係る仮定には不確実性を含むとともに、将来の経済環境の変化などによっても影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りから乖離した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(株式給付信託 (BBT))

当社は、2018年6月22日開催の第117回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役は除きます。以下同じ。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に「自己株式」として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、32,544千円及び9,600株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 財団（鉄道財団・観光施設財団）

建 物 及 び 構 築 物	12,758,893千円
機械装置及び運搬具	4,560,025千円
土 地	1,998,675千円
そ の 他	529,081千円
計	19,846,675千円
長 期 借 入 金	26,786,805千円
(うち1年以内返済額)	(5,456,810千円)
計	26,786,805千円

(2) その他

建 物 及 び 構 築 物	534,144千円
土 地	559,908千円
計	1,094,052千円
短 期 借 入 金	135,000千円
長 期 借 入 金	96,375千円
(うち1年以内返済額)	(14,460千円)
預 り 保 証 金	3,128,404千円
(流動負債その他、 固定負債その他)	
計	3,359,779千円

2. 財務制限条項

金融機関と締結している金銭消費貸借契約の一部及びシンジケートローン契約に係る長期借入金5,283,120千円（1年以内返済額4,787,760千円を含む。）について財務制限条項が付されております。財務制限条項の主な内容は次の通りであります。

- ①各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を前年同期比75%以上、かつ、契約毎に定めた一定額以上に維持すること。
- ②各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 103,721,138千円

4. 鉄道業に係る固定資産のうち取得原価から直接減額した工事負担金等累計額

建 物 及 び 構 築 物	3,271,042千円
機械装置及び運搬具	2,163,241千円
そ の 他	118,945千円
無 形 固 定 資 産	59,482千円
計	5,612,711千円

5. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	31,286千円
売掛金	4,213,324千円
契約資産	150,138千円

6. 流動負債その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	850,480千円
------	-----------

(連結損益計算書に関する注記)

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(減損損失に関する注記)

当社グループは、事業用資産については内部管理上採用している区分を基礎として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
遊園地 他	建物 他	静岡県裾野市
キャンプ場	建物 他	静岡県富士宮市
キャンプ場 他	建物 他	静岡県熱海市
スキー場	建物 他	福島県二本松市

減損損失を認識するに至った経緯

収益性の低下により投下資本の回収が見込めなくなったことにより、減損損失を認識しております。

減損損失の金額

建物	207,849千円
構築物	87,470千円
機械及び装置	35,387千円
工具、器具及び備品	42,169千円
リース資産	2,620千円
借地権	53,206千円
無形固定資産その他	1,823千円
計	430,527千円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は、基準地価に基づき算出しております。また使用価値は、将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算出しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度末における発行済株式総数

普通株式 54,884,738株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日定時株主総会	普通株式	1,379,198	26.0	2024年3月31日	2024年6月20日

(注) 2024年6月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式に対する配当金288千円が含まれております。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月18日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,538,331	29.0	2025年3月31日	2025年6月19日

(注) 2025年6月18日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式に対する配当金278千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入等による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの未収金管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、年一回以上定期的取引先の信用状況等を把握し、さらに、残高の状況を所管部署へ報告する体制としております。

投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、財務担当部門において定期的に時価や発行体（主に業務上の関係を有する企業）の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資資金及び運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部の借入金については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、その判定をもって有効性評価に代えております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従い、財務担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券（注2）	5,991,048	5,991,048	—
(2) 社債	(5,000,000)	(4,789,500)	210,500
(3) 長期借入金 （1年以内に返済予定のものを含む）	(42,200,647)	(41,483,151)	717,495
(4) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払消費税等」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2025年3月31日
非上場株式	179,487
非上場関連会社株式	2,550,439

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券 株式	5,991,048	—	—	5,991,048
合 計	5,991,048	—	—	5,991,048

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
(1) 社債	—	4,789,500	—	4,789,500
(2) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	—	41,483,151	—	41,483,151
合 計	—	46,272,651	—	46,272,651

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な

市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

社債

社債の時価については、公表された相場価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金については金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外の変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（賃貸等不動産に関する注記）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都、山梨県、静岡県その他の地域において、賃貸商業施設（土地を含む）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時 価
3,503,054	11,367,599

（注1） 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2） 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合 計
	運輸業	不動産業	レジャー・サービス業	計		
鉄道事業	2,989,339	—	—	2,989,339	—	2,989,339
バス事業	12,974,343	—	—	12,974,343	—	12,974,343
索道事業	1,023,348	—	—	1,023,348	—	1,023,348
ハイヤー・タクシー事業	1,541,359	—	—	1,541,359	—	1,541,359
船舶運送事業	1,086,483	—	—	1,086,483	—	1,086,483
売買・仲介斡旋事業	—	24,195	—	24,195	—	24,195
賃貸事業	—	100,370	—	100,370	—	100,370
別荘地管理事業	—	524,765	—	524,765	—	524,765
遊園地事業	—	—	12,258,333	12,258,333	—	12,258,333
ホテル事業	—	—	6,252,290	6,252,290	—	6,252,290
ゴルフ・スキー事業	—	—	1,849,378	1,849,378	—	1,849,378
アウトドア事業	—	—	1,818,659	1,818,659	—	1,818,659
物品販売業	—	—	—	—	1,045,096	1,045,096
建設業	—	—	—	—	2,264,649	2,264,649
製造販売業	—	—	—	—	3,128,292	3,128,292
情報処理サービス業	—	—	—	—	517,938	517,938
その他	—	—	2,580,345	2,580,345	870,572	3,450,918
顧客との契約から生じる収益	19,614,873	649,330	24,759,007	45,023,212	7,826,550	52,849,762
その他の収益（注）	141,182	1,890,141	80,032	2,111,357	190,760	2,302,117
合 計	19,756,056	2,539,472	24,839,040	47,134,569	8,017,310	55,151,880
セグメント間の内部営業収益又は振替高	△ 113,958	△ 507,406	△ 143,352	△ 764,718	△ 2,156,658	△ 2,921,376
外部顧客との営業収益	19,642,097	2,032,065	24,695,688	46,369,851	5,860,651	52,230,503

(注) 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入等が含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (8) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,987,749	4,244,611
契約資産	224,228	150,138
契約負債	852,608	850,480

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期首に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2025年3月31日時点で41,454千円であります。当該履行義務は建設業における工事に関するものであり、期末日後1年以内に収益として認識されると見込んでおります。なお、個別の契約期間が1年に満たない契約については開示を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	672円12銭
1 株当たり当期純利益	96円19銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	23,711,360	流動負債	20,268,307
現金及び預金	10,608,284	短期借入金	11,820,870
未収収益	2,342,111	リース負債	84,557
未収収益	274,105	未払金	3,009,886
短期貸付金	1,366,674	未払費用	90,955
分譲土地建物	8,263,573	未払法人税等	228,002
貯蔵品	260,078	未払消費税等	274,699
前払費用	275,921	預り金	4,406,178
その他の流動資産	329,998	前受金	158,268
貸倒引当金	△ 9,386	賞与引当金	46,059
固定資産	57,740,214	役員賞与引当金	48,000
有形固定資産	38,922,518	その他の流動負債	100,829
建物	14,869,006	固定負債	39,125,783
構築物	5,440,634	社長期借入金	5,000,000
機械及び装置	4,311,404	リース負債	29,997,455
車両運搬具	16,533	預り保証金	177,626
工具、器具及び備品	1,798,393	役員株式給付引当金	3,490,608
土地	11,181,630	その他の固定負債	27,630
リース資産	119,160		432,464
建設仮勘定	1,185,755	負債合計	59,394,091
無形固定資産	2,754,195	(純資産の部)	
借地権	1,846,572	株主資本	19,597,445
ソフトウェア	706,929	資本金	9,126,343
その他の他	200,693	資本剰余金	3,438,770
投資その他の資産	16,063,500	資本準備金	2,398,352
関係会社株式	4,198,426	その他資本剰余金	1,040,417
投資有価証券	5,839,427	利益剰余金	8,303,779
長期貸付金	5,374,093	利益準備金	1,959,724
長期前払費用	314,903	その他利益剰余金	6,344,055
前払費用	57,811	別途積立金	219,600
繰延税金資産	52,160	繰越利益剰余金	6,124,455
その他の投資等	321,389	自己株式	△ 1,271,447
貸倒引当金	△ 94,710	評価・換算差額等	2,478,131
繰延資産	18,092	その他有価証券評価差額金	2,478,131
社債発行費	18,092	純資産合計	22,075,576
資産合計	81,469,667	負債純資産合計	81,469,667

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		25,646,941
営 業 原 価		19,275,026
営 業 総 利 益		6,371,915
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,616,713
営 業 利 益		2,755,202
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,801,301	
そ の 他 の 収 益	14,765	1,816,067
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	458,555	
そ の 他 の 費 用	84,117	542,672
経 常 利 益		4,028,596
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	108	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	22,914	
補 助 金	123,240	
保 険 差 益	18,981	
土 地 交 換 差 益	1,409	166,653
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	135,669	
固 定 資 産 除 却 損	226,020	
減 損 損 失	430,527	792,217
税 引 前 当 期 純 利 益		3,403,031
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	480,009	
法 人 税 等 調 整 額	82,728	562,737
当 期 純 利 益		2,840,294

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	9,126,343	2,398,352	1,040,417	3,438,770	1,959,724	219,600	4,672,115	6,851,440
当 期 の 変 動 額								
剰余金の配当							△1,387,954	△1,387,954
当 期 純 利 益							2,840,294	2,840,294
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期の変動額（純額）								
当期の変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,452,339	1,452,339
当 期 末 残 高	9,126,343	2,398,352	1,040,417	3,438,770	1,959,724	219,600	6,124,455	8,303,779

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△1,275,877	18,140,675	2,097,769	20,238,445
当 期 の 変 動 額				
剰余金の配当		△1,387,954		△1,387,954
当 期 純 利 益		2,840,294		2,840,294
自己株式の取得	△ 655	△ 655		△ 655
自己株式の処分	5,085	5,085		5,085
株主資本以外の項目の 当期の変動額（純額）			380,362	380,362
当期の変動額合計	4,429	1,456,769	380,362	1,837,131
当 期 末 残 高	△1,271,447	19,597,445	2,478,131	22,075,576

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

分譲土地建物……………個別法

貯 蔵 品……………移動平均法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

ア. 2007年3月31日以前に取得したもの……………旧定額法

イ. 2007年4月1日以降に取得したもの……………定額法

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

リース資産

ア. 所有権移転外ファイナンス・リース取引……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額）とする定額法

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

5. 引当金の計上基準

- ア. 貸 倒 引 当 金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- イ. 賞 与 引 当 金 ……………従業員に対する賞与支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額に基づき当事業年度における負担額を計上しております。
- ウ. 役員賞与引当金 ……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- エ. 役員株式給付引当金 ……………役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- オ. 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

6. ヘッジ会計の処理

金利スワップ取引については、特例処理の要件を充たしているため当該特例処理を適用しております。

7. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に観光、不動産などに関係する事業を行っており、収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

① 観光事業

観光事業は、主に遊園地、ホテル、ゴルフ、スキー、アウトドア事業を行っており、顧客に対して施設でのサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務はサービスの完了をもって充足されます。取引の対価は、主に履行義務の充足前に受領または充足後短期のうちに支払いを受けております。

② 土地建物事業

土地建物事業は、主に不動産販売事業、賃貸事業を行っております。

不動産販売事業については、顧客との不動産売買契約等に基づき当該物件の引渡しの義務を負っており、当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されます。取引の対価は、契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引渡時に残代金を受領しております。

賃貸事業については、賃貸借契約により顧客が賃貸施設を利用可能にする義務を負っており、当該履行義務はサービスが提供される一定期間にわたり充足されるものであります。取引の対価は、通常、履行義務の充足前に受領しております。

なお、上記各事業における収益に変動対価等を含む売上収益の額に重要性はなく、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

顧客への販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引は、主に観光事業における物品販売業の消化仕入取引であり、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用指針)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類等への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産 41,676,713千円、減損損失 430,527千円

(2) その他の情報

① 算出方法

当社は、事業用資産については内部管理上採用している区分を基礎として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。また、事業用資産において施設間のキャッシュ・イン・フローの相互補完関係が定量的な観点から認められる場合には、当該複数の施設を同一の資産グループとしてグルーピングしております。

減損の兆候判定にあたっては、資産グループの営業損益の状況や、使用範囲又は回収可能価額を著しく低下させる変化の有無、市場価格の著しい下落の有無などの確認を行っております。

減損損失の認識の判定における回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。使用価値に用いる将来キャッシュ・フローは、資産グループの営業キャッシュ・フロー及び投資キャッシュ・フローの過去の推移を参考としつつ、将来の収支見通しに基づき見積っております。

減損損失の測定に用いる割引率は、当社の借入資本コストと自己資本コストを加重平均した資本コストによっております。

② 算定に用いた仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、過去の実績と市場傾向を勘案して見積った将来の収支見通しです。

③ 翌事業年度以降の影響

当該見積りに係る仮定には不確実性を含むとともに、将来の経済環境の変化などによっても影響を受けるため、将来キャッシュ・フローの金額が当該見積りから乖離した場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 52,160千円

(2) その他の情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税負担を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックスプランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性により行います。収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得に基づいております。課税所得の発生時期及び金額は、過去の推移を参考としつつ、将来の収支見通しに基づき見積っております。

② 算定に用いた仮定

将来課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、過去の実績と市場傾向を勘案して見積った将来の収支見通しです。

③ 翌事業年度以降の影響

当該見積りに係る仮定には不確実性を含むとともに、将来の経済環境の変化などによっても影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りから乖離した場合、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT))

当社は、2018年6月22日開催の第117回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役は除きます。以下同じ。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に「自己株式」として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、32,544千円及び9,600株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産 土地・建物 951,782千円

担保に係る債務 預り金・預り保証金 3,128,404千円

上記以外に、観光事業固定資産のうち、16,057,768千円を観光施設財団として長期借入金23,291,405千円（1年以内返済額4,857,410千円を含む。）の担保に供しております。

2. 財務制限条項

金融機関と締結している金銭消費貸借契約の一部及びシンジケートローン契約に係る長期借入金5,283,120千円（1年以内返済額4,787,760千円を含む。）について財務制限条項が付されております。財務制限条項の主な内容は次の通りであります。

- ① 各年度の決算期の末日及び第2四半期の末日における連結及び単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を前年同期比75%以上、かつ、契約毎に定めた一定額以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結及び単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 82,050,597千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 2,639,270千円 長期金銭債権 5,374,093千円

短期金銭債務 5,899,077千円 長期金銭債務 64,397千円

5. 退職給付引当金

退職一時金制度 退職給付債務 663,310千円

退職給付信託 1,347,745千円

未認識数理計算上の差異 626,623千円

前払退職給付費用 57,811千円

前払退職給付費用は資産の部投資その他の資産に「前払年金費用」として計上しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業収益 2,854,802千円 営業費 15,635,975千円

営業取引以外の取引高 2,185,544千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	1,512,975株	207株	1,500株	1,511,682株

(注1) 当事業年度末の自己株式には、株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する当社株式9,600株が含まれております。

(注2) 増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。
また、減少株式数は、役員の退任に伴う株式給付信託からの給付によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券（退職給付信託分）	179,212千円
賞与引当金	14,029千円
貸倒引当金	32,555千円
未払役員退職慰労金	21,870千円
固定資産評価損	64,490千円
減損損失	1,271,085千円
固定資産除却損	28,903千円
関係会社株式評価損	136,647千円
未払事業税	17,899千円
資産除去債務	40,907千円
その他	150,611千円
繰延税金資産小計	1,958,213千円
評価性引当額	△708,410千円
繰延税金資産合計	1,249,802千円

(繰延税金負債)

前払退職給付費用	18,126千円
投資有価証券（退職給付信託返還分）	60,515千円
資産除去債務に対応する除去費用	5,486千円
その他有価証券評価差額金	1,113,368千円
その他	145千円
繰延税金負債合計	1,197,642千円

繰延税金資産の純額 52,160千円

(減損損失に関する注記)

当社は、事業用資産については内部管理上採用している区分を基礎として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
遊園地 他	建物 他	静岡県裾野市
キャンプ場	建物 他	静岡県富士宮市
キャンプ場 他	建物 他	静岡県熱海市
スキー場	建物 他	福島県二本松市

減損損失を認識するに至った経緯

収益性の低下により投下資本の回収が見込めなくなったことにより、減損損失を認識しております。

減損損失の金額

建 物	207,849千円
構 築 物	87,470千円
機 械 及 び 装 置	35,387千円
工 具、器 具 及 び 備 品	42,169千円
リ ー ス 資 産	2,620千円
借 地 権	53,206千円
無形固定資産その他	1,823千円
計	430,527千円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額は、基準地価に基づき算出しております。また使用価値は、将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算出しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)富士急ハイランド	所有 直接100%	遊園地等の運営受委託 役 員 の 兼 任	「富士急ハイランド」 等の運営委託 (注1)	5,206,706	未払金	475,420
子会社	ハイランドリゾート(株)	所有 直接100%	ホテル、ゴルフ場 等の運営受委託 役 員 の 兼 任	「ハイランドリゾート ホテル&スパ」等 の運営委託 (注1)	3,960,019	未払金	414,940
子会社	(株) ピ カ	所有 直接100%	キャンプ場等の 運営受委託 役 員 の 兼 任	「PICA西湖」等の 運営委託 (注1)	2,837,335	未払金	233,128
子会社	富士山麓電気鉄道(株)	所有 直接100%	資 金 の 貸 付 役 員 の 兼 任	資金の貸付(純額) (注3) 利息の受取 (注3) 担保の受入 (注4)	△9,800 36,594 3,495,400	長期貸付金	3,495,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業収益及び原価を含めた運営費用等を基礎として每期交渉の上、決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 富士山麓電気鉄道(株)の貸付金利率については、市場金利に基づいて合理的に決定しております。

(注4) 金融機関からの借入金に対して、富士山麓電気鉄道(株)の一部資産について担保提供を受けており、取引金額は対応する長期貸付金の期末残高であります。

(注5) 長期貸付金の期末残高は1年以内に回収予定のものを含んでおります。

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	清 水 博	(被所有) 直接 ― (注 2)	当 社 取 締 役	資金の借入 (純額)	△40,000	長期借入金	7,995,000
			日本生命保険(株) 代表取締役社長	利息の支払	89,747		
			資 金 の 借 入 当 社 取 締 役	担保提供 (注 7)	7,783,000		
役員	米 山 好 映	(被所有) 直接 ― (注 3)	富国生命保険(株) 代表取締役社長	資金の借入 (純額)	△9,800	長期借入金	3,495,400
			利息の支払	36,645			
			資 金 の 借 入 当 社 監 査 役	担保提供 (注 7)	3,495,400		
役員	関 光 良	(被所有) 直接 ― (注 4)	(株)山梨中央銀行 代表取締役会長	資金の借入 (純額)	△69,420	長期借入金	1,834,600
			利息の支払	13,868			
			資 金 の 借 入				

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 上記取引は、役員が当該会社の代表取締役として当社との間で行った取引であります。

(注 2) 日本生命保険(相)が当社議決権等を所有する割合は、9.90%であります。

(注 3) 富国生命保険(相)が当社議決権等を所有する割合は、9.12%であります。

(注 4) (株)山梨中央銀行が当社議決権等を所有する割合は、2.32%であります。

(注 5) 日本生命保険(相)、富国生命保険(相)、(株)山梨中央銀行の借入金利率については、市場金利に基づいて合理的に決定しております。

(注 6) 長期借入金の期末残高は 1 年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注 7) 長期借入金に対して担保を差し入れているものであり、取引金額は対応する長期借入金の期末残高であります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 7. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 413円61銭

1 株当たり当期純利益 53円22銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月5日

富士急行株式会社

取締役会 御中

M o o r e み ら い 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鶴 田 慎 之 介
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 岡 宏 成
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士急行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士急行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月5日

富士急行株式会社

取締役会 御中

M o o r e み ら い 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鶴 田 慎 之 介
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 岡 宏 成
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士急行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第124期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月7日

富士急行株式会社 監査役会

常勤監査役 廣瀬 昌訓 ㊞

常勤監査役 相川 三七男 ㊞

監査役 数原 英一郎 ㊞

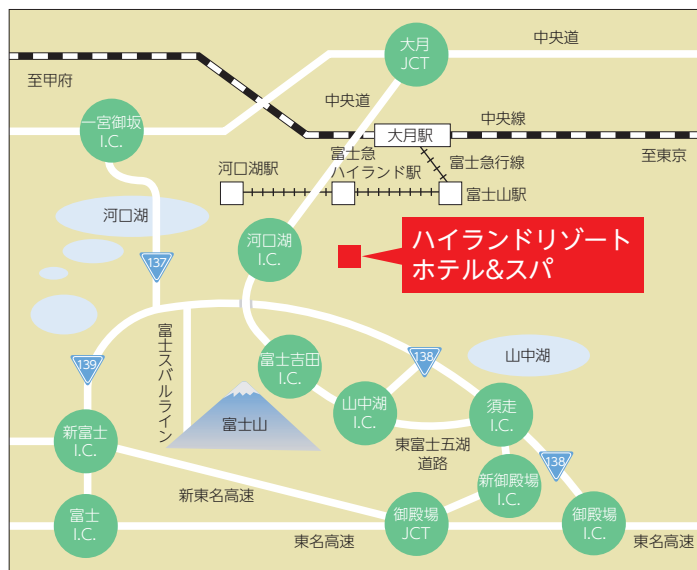
監査役 関 光良 ㊞

(注) 監査役 数原英一郎、関光良は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

山梨県富士吉田市新西原五丁目6番1号
「ハイランドリゾート ホテル&スパ」 グランドバンケット富士



・広域地図



・会場周辺地図

交通のご案内



車

中央自動車道大月JCTから河口湖方面へ、富士急ハイランド隣接河口湖I.C.から約1分。
東名高速御殿場I.C.又は新東名高速新御殿場I.C.経由、東富士五湖道路富士吉田I.C.から約1分。



電車

JR中央線大月駅で富士急行線に乗換、富士急ハイランド駅下車。
大月駅から富士急ハイランド駅まで約50分。(タクシーご利用の際は、富士山駅下車。約5分)



バス

バスタ新宿から高速バスで約100分、富士急ハイランド下車すぐ。
東京駅から高速バスで約110分、富士急ハイランド下車すぐ。
高速バス予約電話番号 (要予約) 富士急コールセンター 0570-022956 又は 0555-73-8181

◎電車やバスの運行状況につきましては、事前にご確認をお願いいたします。
◎車椅子等にてご来場の株主様につきましては、ご来場の際、スタッフにお申し出ください。会場内に専用スペースを用意しております。



この冊子は環境保全のため、植物油インキとFSC® 認証紙を使用しています。
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。